

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月17日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 19,454円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年5月25日午後3時25分ごろ

(2) 事故発生場所 ふじみ野市亀久保1221番地166

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両と相手方の所有する車両が事故発生場所付近の市道ですれ違う際、車両のドアミラー同士が接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の右側ドアミラーの欠落

令和2年6月26日

ふじみ野市長 高 畑 博